

通所リハビリテーション梨ノ木診療所運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人伊賀市社会事業協会（以下「事業者」という。）が開設する通所リハビリテーション梨ノ木診療所（以下「当事業所」という。）において実施する指定通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 指定通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行ない、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、在宅ケアの支援に努める。

2 当事業所では、梨ノ木診療所が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。

3 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行なうと共に、利用者の同意を得て実施するよう努める。

5 当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での指定通所リハビリテーションの提供にかかる以外の使用は原則的に行なわないものとし、サービス担当者会議等における使用については、あらかじめ文書により利用者又はその代理人の同意を得ることとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 事業所名 | 通所リハビリテーション梨ノ木診療所 |
| (2) 開設年月日 | 平成20年8月1日 |
| (3) 所在地 | 三重県伊賀市朝屋2284 |
| (4) 電話番号 | 0595-26-5533 FAX 番号 0595-26-5534 |
| (5) 管理者名 | 新 克 也 |

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定め

るところによる。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 管理者 | 1人 |
| (2) 医師 | 1人 (管理者兼務) |
| (3) 看護職員 | 1人以上 (兼務) |
| (4) 理学療法士 | 1人 (兼務) |
| (5) その他職員 | 1人以上 (兼務) |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、通所リハビリテーション梨ノ木診療所に携わる従業者の総括管理、指導を行なう。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行なうとともに通所リハビリテーションの指示を行なう。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく指定通所リハビリテーションを行なう。
- (4) 理学療法士は、医師の指示により通所リハビリテーション計画の作成及び利用者の通所リハビリテーション計画に基づく指定通所リハビリテーションを行なう。
- (5) その他職員は、通所リハビリテーション梨ノ木診療所に携わる業務を行なう。

(営業日、営業時間及びサービス提供時間)

第7条 事業所の営業日、営業時間及びサービスの提供時間は以下のとおりとする。

- (1) 祝祭日を除く、毎週火曜日から木曜日の3日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午後1時30分から午後5時までを営業時間とする。ただし、水曜日は、午後1時30分から午後3時までを営業時間とする。
- (3) サービス提供時間は、午後1時30分から午後4時55分とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、1単位に10人とする。

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーションは、医師の指示によって作成される通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行なう。

2 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりにする。

- (1) 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法

定代理受領サービスであるときの利用者の負担額は、その額の法令等で定められた負担割合とする。

また、法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)の額と不合理な差額が生じないようにする。

(2) 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

一、利用料の選定により第 11 条に定める通常の実施地域外の地域に居住する利用者に対して行なう送迎に要する費用

送迎距離片道 10 k m 未満 1 回につき 2 0 0 円

送迎距離片道 10 k m 以上の場合は 10 k m 毎に 2 0 0 円の加算

二、おむつ代 実 費

三、レクリエーション並びに創作活動に係る諸経費 実 費

四、前各号に掲げるものの他、通所リハビリテーションの中で必要とされるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用 実 費

(通常の事業の実施地域)

第 1 1 条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

伊賀市(旧上野市内)

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 1 2 条 利用者は指定通所リハビリテーションサービスの提供を受ける際は、重要事項説明書に記する利用の際の留意及び禁止事項に留意すること。

(非常災害対策)

第 1 3 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害・地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 4 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとする。

(職員の服務規律)

第 1 4 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

(1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(衛生管理)

第 1 5 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行なう。

- 2 感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行なう。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第16条 当事業所の職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行なうほか、事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(緊急時における対応方法)

第17条 指定通所リハビリテーションを実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第18条 提供した指定通所リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情の内容について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(損害賠償)

第19条 利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(感染症予防、まん延防止の対策)

第21条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延防止のための委員会を設置し、指針を作

成するとともに、その内容を従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所は従業者に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第22条 事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じるものとする。

事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施する。

- 2 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行ない必要に応じて計画の変更を行なう。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第23条 男女雇用機会均等法における対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

(その他運営に関する重要事項)

第24条 採用時の研修及び事業所内部研修の実施や各種研修会に参加させ、職員の資質の向上を図る。

- 2 運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人伊賀市社会事業協会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成20年8月1日より施行する。

この運営規程は、平成21年1月1日より施行する。

この運営規程は、平成21年8月1日より施行する。

この運営規程は、平成23年5月1日より施行する。

この運営規程は、平成24年3月17日より施行する。

この運営規程は、平成27年8月1日より施行する。

この運営規程は、平成30年8月1日より施行する。

この運営規程は、令和3年4月1日より施行する。

この運営規程は、令和7年2月1日より施行する。